

第3章 市民活動推進に係る取り組み

1 市民活動の推進に関する取り組み経過

本市における市民活動推進に関する取り組みは、2000年（平成12年）9月から藤沢市市民活動推進検討委員会において検討され、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。

さらに、2001年（平成13年）4月には（仮称）藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、市民活動推進センターの運営及び市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年（平成17年）4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2013年（平成25年）4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、市と密接に連携しながら、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動に関する調査及び研究を行っています。

2005年（平成17年）9月には、平成18年度から平成22年度までの5年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ26事業、発展コースについては延べ51事業に助成を行いました。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う

「相互提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成 24 年度までに実施した事業数は、市提案協働事業（原則 3 年実施）が 12 事業、市民活動団体提案協働事業（1 年実施）が 14 事業を実施しました。

2011 年（平成 23 年）3 月には、市民活動推進計画を改定し、新たに平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年の計画を策定し、施策を実施しました。

2 前計画における施策の実施状況

平成 23 年度～平成 25 年度の市民活動推進計画において、3 年間で実施した施策の実施状況についてまとめました。

指針 1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備

（基本的な施策）

1 公共施設における市民活動団体の利用拡充

市民センターや地域市民の家など公共施設の利用を促進するため、市ホームページ等で市民活動団体に広く周知しています。

2 市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進

市民活動団体が利用できる民間施設情報を収集し（3カ所）、更なる情報収集に努めています。

3 市民活動支援施設の拡充

2013 年（平成 25 年）10 月に、湘南台文化センター 2 階に、新たな市民活動の拠点施設として、「湘南台市民活動プラザ」を開設しました。

4 市民活動に関する情報の集約と提供

5 広報紙・ホームページ等による市民活動団体の活動状況等の情報発信

市民活動推進センター登録団体などの活動情報を収集し、NPOCafe（同センターホームページ）あるいは同センターニュースレターに同封する「情報クリップ」として、定期的に情報提供を行っています。

また、Twitter や Facebook といった民間の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）²を活用した情報発信も行っています。

指針 2 市民活動団体の自立と活動に対する支援

（基本的な施策）

1 公益的市民活動に対する助成制度の充実

平成 18 年度から行っている公益的市民活動助成事業の応募事業の拡大を狙いとして、電子申請の導入など申請方法の見直しを行いました。

2 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり

国・県・他市町村及び民間団体等の助成制度に関しては、市民活動推進センターにて、館内掲示やニュースレターによる情報提供を行っています。

また、同センターでは、申請に関する相談も随時行っています。

3 市民活動団体のマネジメント強化の支援

市民活動団体の運営等に対する支援としては、市民活動推進センターにて団体運営や活動に関する「NPO マネジメント講座」や、12 人の専門的なアドバイザー・講師の相談・派遣を依頼できる制度を行っています。

4 市民活動を担う人材の育成及び確保に向けた支援

市民活動・ボランティア活動に関心のある人と人材を必要とする団体とをつなぐ取り組みとして、2011 年（平成 23 年）から、「VOLUNTEERS（ボランティアーズ）」という冊子を年 3 回発行し、市内各所で配布しています。

また、前述の「NPO マネジメント講座」を行うことで、人材育成を推進しています。

5 市民活動団体に対する支援のあり方の検討

市民活動団体に対する間接的な支援として、市民からの関心を高めることで支援を促す取り組みとして、2012 年（平成 24 年）12 月に「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定し、同条例に NPO 法人を指定する制度を始めました。

² SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）：人と人とのつながりを促進・支援する、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスです。

また、市民活動団体の組織的なステップアップを目指して、神奈川県から権限移譲を受けて、2013年（平成25年）4月からNPO法人の設立認証等に係る事務の取扱いを始めています。

指針3 市民活動団体の多様な協働の推進

（基本的な施策）

1 協働文化の醸成

市民活動推進センターにて「NPO交流サロン」として、市民と市民活動団体、あるいは市民活動団体同士が交流を深める取り組みを行っています。

2011年（平成23年）から市職員に対して、市民活動や市民活動団体と行政との協働に関する研修を毎年実施しています。

2 協働コーディネーターの配置

2013年（平成25年）4月から、市民、市民活動団体、企業、大学及び行政等の多様な主体をつなぐコーディネート役として、市民活動推進センターに「協働コーディネーター」を配置しました。

3 地域まちづくりパートナーシップの導入

効果的な地域課題の解決を目指して、地域活動を行う団体等と各分野・テーマにて活動している団体等をつなぐ方策の検討を行いました。

4 市民活動団体提案協働事業の充実

平成18年度から、相互提案型協働モデル事業及び市民活動団体提案協働事業として、平成24年度まで市民活動団体と市の協働事業を実施してきましたが、その7年間の実績と課題を検証して、平成26年度から新たな協働事業制度を行います。

5 公民連携事業化提案制度との連携

藤沢市公民連携事業化提案制度は平成22年度から始まり、市民活動団体もアイデア提案を行い、NPO法人が提案した3事業が事業化されました。

3 継続して取り組むべき課題

これまで市民活動推進に関する取り組みを行ってきましたが、今後も継続して取り組むべき課題も浮かび上がってきました。

課題1 市民活動への参加促進の必要性

7ページの市民まつりアンケート調査結果のとおり、市民活動・ボランティア活動への市民の参加は、国よりやや高い傾向にありますが、約3割にとどまっており、より一層の参加を促す必要があると考えます。

課題2 市民活動を担う人材育成及び確保の必要性

10ページの市民活動団体が抱える課題についてのアンケート調査結果のとおり、市民活動団体にとって、会員不足・減少や後継者の育成等の人材に関する課題が最も大きな課題となっています。

市民活動への参加意欲を持った人と人材確保を図りたい団体とのマッチングや、団体の持続的な運営を行うことができるよう、人材育成に関する支援が必要であると考えます。

課題3 市民活動団体の運営支援の必要性

同じく10ページのアンケート調査結果のとおり、財源に関する課題や運営に関する課題も大きく、市民活動団体の自立化・持続化を促すためにも、効果的な運営支援が必要であると考えます。

課題4 市民活動団体と行政との協働推進の必要性

11ページにあるとおり、NPO法人のうち、行政との協働について重要だと考える法人が9割を超えるのに対し、実際に行政と関わりを持っている法人は7割弱にとどまっており、社会的問題や地域の課題を効果的に解決するためにも、市民活動団体と行政との協働の更なる推進が必要であると考えます。